

---

## 第4章 計画の進行管理及び計画の進め方について

### 4.1 計画の進行管理

本計画については、PDCAサイクルにより、事業の執行状況の把握や事業目的の達成状況を確認し、必要に応じてフォローアップを行い、着実な治水対策を進めていく。

また、事業の進捗状況を公表することにより、県民などの意見を取り入れて評価を行い、その結果を具体的な取組に反映することで計画の着実な推進を図っていく。

計画の進行管理のため、投資実績や事業進捗を管理する。

また、当該事業を実施する上での懸案・課題を確認し、解決方針などの事業戦略を検討した上で、予算の執行計画を策定する。この取組を繰り返し行うことで、事業の早期効果発現と円滑な執行に努めていく。

事業効果については、想定氾濫区域内の人口、資産状況などを把握し、整備量（アウトプット）による評価から、浸水家屋減少量や資産被害額の減少量といったアウトカム評価へと移行する。

### 4.2 計画の進め方について

計画の推進に当たっては、「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」の基本理念に基づき、近年の気候変動により頻発化、激甚化する水災害に対応するため、計画的な改修を進めていく箇所については、箇所を明らかにし、洪水被害の防止、軽減に向けた施策を進めていく。

本計画において設定した施策について、「②河川（ダム、遊水地）整備の更なる加速化」や「③河道能力を十分発揮するための適切な維持管理の実施とダム施設の適切な更新」、「④既存ダムの治水機能の強化」については、箇所ごとに優先順位を検討し、事業実施可能性を含めて総合的に判断し実施する。

特に令和元年東日本台風により、緊急的な対策が必要な箇所については、「新・災害に強い川づくり緊急対策事業」アクションプランとして、令和 2(2020)～7(2025)年度の期間内に実施することとし、本計画の令和 7(2025)年度までの短期集中投資プログラムと位置付ける。

「①将来の降雨量を踏まえた計画作成」については、有識者による検討会や懇談会を活用し、検討を進めていく。

「⑤命を守る避難態勢強化に向けた河川情報提供の充実強化」や「⑥「流域治水」の考え方に基づく防災・減災対策の推進」については、出前講座や知水講座により住民の防災意識向上を図るとともに、減災対策協議会や流域治水協議会の場を通じて、他機関との連携を図りつつ、防災や減災に向けた取組を推進する。

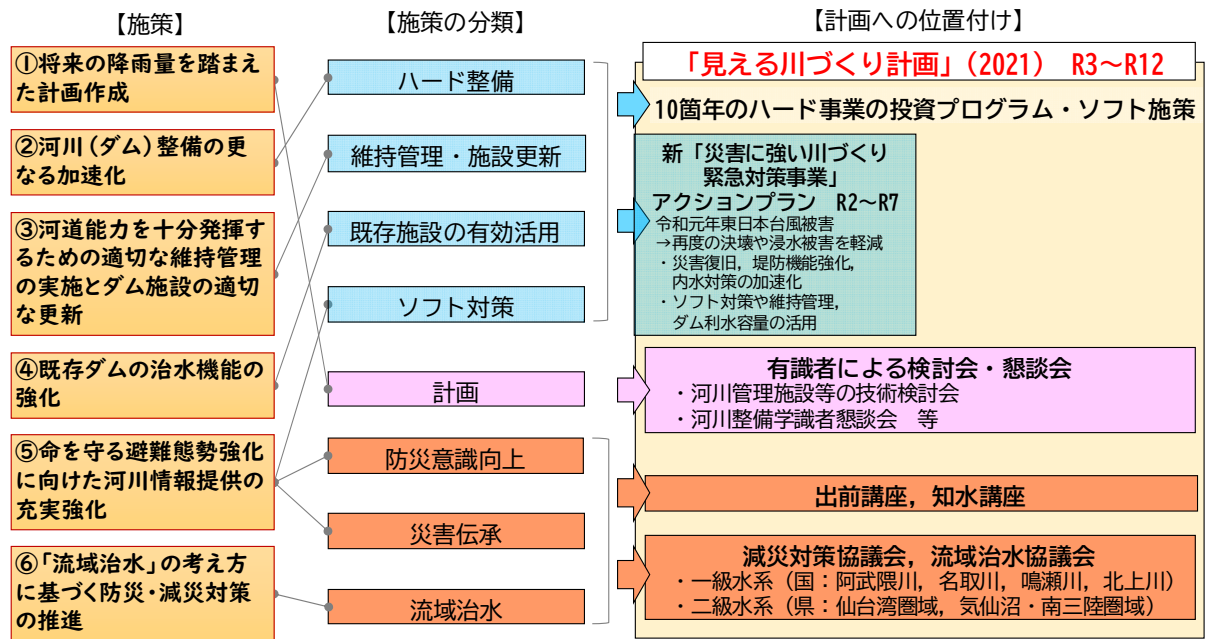


図 4.1 見える川づくり計画 (2021) の具体的な進め方

加えて、国土強靱化事業や局部改良事業など、全県的な対応や個別課題にあわせた機動的な対応が必要な箇所については、個別の事業計画に基づき、施策を進めていく。

#### 4.2.1 国土強靱化事業について

国土強靱化に向けた対策については、国において、「国土強靱化基本計画」（平成 30(2018)年 12 月改訂）に基づき、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」などの更なる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2(2020)年 12 月 11 日閣議決定）を定め、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 か年に必要となる事業について、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている。

宮城県においても国土強靱化対策が必要な区間については、令和 3(2021)年度を初年度とする「宮城県国土強靱化地域計画（第 2 期）」に基づき、異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害を防止する。

#### 4.2.2 局部改良事業について

本計画に箇所名を明示しない事業箇所においても、地域の個別課題に機動的かつ柔軟に対応するため、地域の要望や本計画策定後の状況変化等を踏まえ、必要に応じて局部改良事業として整備を進める。